平成４年９月５日

警察本部訓令第29号

警　察　本　部　長

埼玉県警察本部の当直に関する訓令

（概要）

本訓令は、埼玉県警察本部の当直に関し、

○　当直の業務

○　当直勤務員の任務

等について定めている。